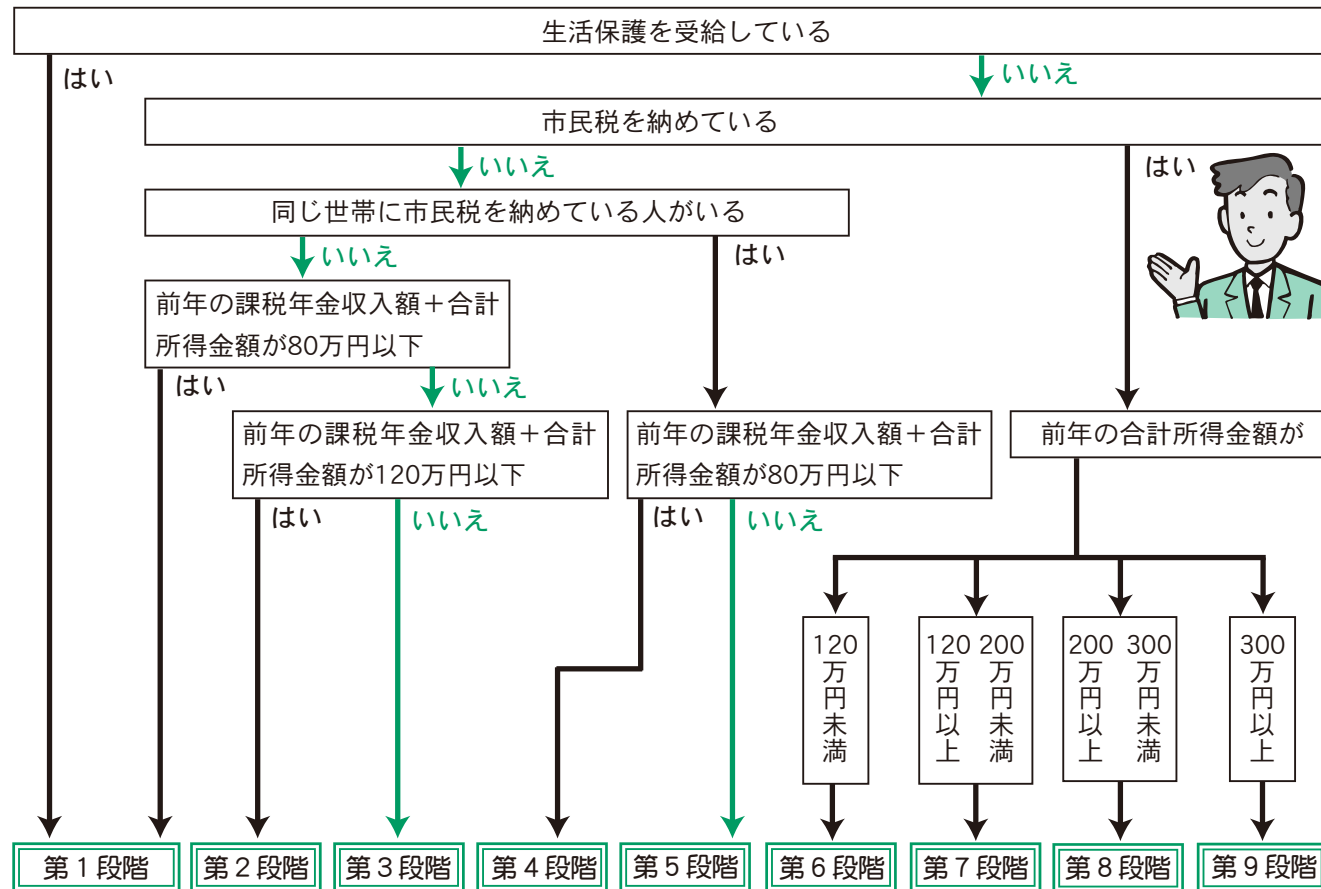


介護保険料の段階の決まりかた

当市の介護保険料は9段階に区分されており、本人の所得や世帯の市民税の課税状況により段階が決定します。



段階別保険料額

令和元年度 基準額 6,460円(月額)

今年度の介護保険料は、令和元年10月の消費税10%への引き上げに合わせ、低所得者への更なる保険料軽減強化対策として、保険料段階第1～3段階の市町村民税非課税世帯に属する方の保険料が減額となります。

段階	保険料率	保険料(年額)	段階	保険料率	保険料(年額)
第1段階	基準額×0.375 (月額 2,422円)	29,064円	第6段階	基準額×1.20 (月額 7,752円)	93,024円
第2段階	基準額×0.60 (月額 3,876円)	46,512円	第7段階	基準額×1.30 (月額 8,398円)	100,776円
第3段階	基準額×0.71 (月額 4,586円)	55,032円	第8段階	基準額×1.50 (月額 9,690円)	116,280円
第4段階	基準額×0.90 (月額 5,814円)	69,768円	第9段階	基準額×1.70 (月額 10,982円)	131,784円
第5段階	基準額×1.00 (月額 6,460円)	77,520円			

◎お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

令和元年度 介護保険料額のお知らせ

「介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書」を発送します

満65歳以上の方に「介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書」等を7月中旬に発送します。

保険料額は、平成31年4月1日時点の世帯状況等をもとに算定したものです。



介護保険料の納めかた(特別徴収・普通徴収)と納付時期

①特別徴収(年金からの天引き)

老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方は、介護保険料が年金から天引きになります。ただし、本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

○保険料が増額になった



増額分を納付書で納めます

○年度途中で65歳になった

○年度途中で老齢年金等の受給が始まった

○年度途中で他の市町村から転入した

○保険料が減額になった

○年金が一時差し止めになった など



年金支払者から、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます

②普通徴収(納付書又は口座振替で納付)

特別徴収の条件に該当しない方は、普通徴収となり「納付書」又は「口座振替」により納めていただきます。

※口座振替は取扱い金融機関での手続きが必要です。

○普通徴収の納付時期

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回で、当該月の月末が納付期限になっています。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※納付場所については、納付書裏面をご確認ください。昨年よりコンビニエンスストアでの納付が可能となっております。

納め忘れがないように
口座振替をお勧めします



介護保険料の変更

次の事由が生じた場合、年度の途中で保険料の額が変更になることがあります。

▽北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間(月単位)に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

▽保険料算定の基礎(根拠)となる市民税が所得更正等により変更されたり、生活保護を受給するなどした場合

新たな保険料段階区分(第1段階～第9段階)で保険料を再計算し、改めて変更後の通知書をお送りします。